

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年2月9日(火) 号外第13号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則の一部を改正する規則 (5) (政策法務課) . . . . . 3
	鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (6) (農地・水保全課) . . . . . 4

## 公布された規則のあらまし

## ◇鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

書類の提出手続のさらなる簡素化を図り、県民の負担軽減を図るため、署名に代えた記名による書類の提出を可能とする。

## 2 規則の概要

(1) 知事等に提出する書類であって、規則等により提出者の押印又は署名を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、印鑑又は署名の照合を必要とする場合を除き、押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができることとする。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

## ◇鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

かんがい排水事業において、基幹水利施設ストックマネジメント事業の受益者から徴収する分担金の額を見直す。

## 2 規則の概要

(1) 基幹水利施設ストックマネジメント事業のうち、当該事業により整備される施設により利益を受ける農用地の面積が100ヘクタール以上（田以外の農用地にあっては20ヘクタール以上）であるものに係る各年度の分担金の総額を、工事費の100分の7（現行 100分の12.5）に相当する額に引き下げる。

(2) 施行期日は、公布の日とし、改正後の鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定は、令和3年1月29日に可決された令和2年度一般会計補正予算に基づく事業に係る分担金から適用する。

# 規 則

鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第5号

鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則（平成23年鳥取県規則第61号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">鳥取県に提出する書類の押印の<u>省略等</u>に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、知事又はその補助機関に提出する申請、届出等の書類について、押印を<u>省略し、及び記名をもって署名に代えることができる</u>により、書類の提出手続の簡素化を図り、もって県民の負担を軽減することを目的とする。</p> <p>(押印の省略)</p> <p>第2条 知事又はその補助機関に提出する書類であつて、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により提出者の押印<u>又は署名を要するとされているもの</u>については、当該規則等の規定にかかわらず、<u>印鑑又は署名の照合を必要とする場合を除き、提出者の押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">鳥取県に提出する書類の押印の<u>省略</u>に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、知事又はその補助機関に提出する申請、届出等の書類について、押印を<u>省略</u>できるようにすることにより、書類の提出手続の簡素化を図り、もって県民の負担を軽減することを目的とする。</p> <p>(押印の省略)</p> <p>第2条 知事又はその補助機関に提出する書類であつて、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により提出者の押印を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、<u>提出者が氏名を自署する場合には提出者の押印を省略</u>することができる。</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第6号**

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>県営土地改良事業</th> <th>各年度の分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 かんがい排水事業 (1)～(3) 略 <u>(4) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（当該事業により整備される施設により利益を受ける農用地の面積が100ヘクタール以上（田以外の農用地にあっては20ヘクタール以上）であるものに限る、(3)に掲げるものを除く。）</u></td> <td>略 <u>工事費の100分の7に相当する額</u></td> </tr> <tr> <td>(5) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（(3)及び(4)に掲げるものを除く。）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	県営土地改良事業	各年度の分担金の額	1 かんがい排水事業 (1)～(3) 略 <u>(4) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（当該事業により整備される施設により利益を受ける農用地の面積が100ヘクタール以上（田以外の農用地にあっては20ヘクタール以上）であるものに限る、(3)に掲げるものを除く。）</u>	略 <u>工事費の100分の7に相当する額</u>	(5) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（(3)及び(4)に掲げるものを除く。）	略	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>県営土地改良事業</th> <th>各年度の分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 かんがい排水事業 (1)～(3) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(4) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（(3)に掲げるものを除く。）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	県営土地改良事業	各年度の分担金の額	1 かんがい排水事業 (1)～(3) 略	略	(4) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（(3)に掲げるものを除く。）	略	略		
県営土地改良事業	各年度の分担金の額																		
1 かんがい排水事業 (1)～(3) 略 <u>(4) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（当該事業により整備される施設により利益を受ける農用地の面積が100ヘクタール以上（田以外の農用地にあっては20ヘクタール以上）であるものに限る、(3)に掲げるものを除く。）</u>	略 <u>工事費の100分の7に相当する額</u>																		
(5) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（(3)及び(4)に掲げるものを除く。）	略																		
略																			
県営土地改良事業	各年度の分担金の額																		
1 かんがい排水事業 (1)～(3) 略	略																		
(4) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（(3)に掲げるものを除く。）	略																		
略																			
備考 略		備考 略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定は、令和3年1月29日に可決された令和2年度一般会計補正予算に基づく事業に係る分担金から適用する。